

	区立小中学校の休業・施設の閉館を5月10日まで延長 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更
と き	4月27日（月）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>練馬区は、国の緊急事態宣言、東京都の緊急事態措置を踏まえ、5月6日までの間の区立施設の利用制限や区主催イベントの延期・中止を決定しているが、5月7日以降の区の対応については、緊急事態宣言等の動向を踏まえる必要がある。</p> <p>こうした中、東京都教育委員会は、都立学校について5月7日、8日は児童生徒を登校させない日とし、区立学校についても同様の対応とすることを要請した。</p> <p>そこで区は、その他の施設を含め、5月10日まで、以下のとおり対応する。</p> <p>5月11日以降の対応については、後日発出される緊急事態宣言等を踏まえ、決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和2年4月27日付け）

別添のとおり

【区民の皆様へのお願い】（練馬区方針より抜粋）

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 特に大型連休中は、不要不急の帰省や旅行などは避けてください。

【問い合わせ】

○練馬区方針に関すること

練馬区 危機管理課 庶務係 電話03-5984-2762

○区立小中学校の休業に関すること

練馬区 教育総務課 庶務係 電話03-5984-5609